

(配布先)
支店長・副支店長
施工担当部署長、建設所長
副部長、副所長、統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任

事務連絡(安-2022-42)
令和4年12月19日

関西支店
安全環境部長

車両系建設機械等による災害の防止について（要請）

先日、当社の他支店の作業所で、ダンプに乗り込もうとした土工が、後進してきたバックホウに轢かれ、両足を骨折するという休業災害が発生しました。（別紙1参照）

原因は、バックホウの運転者が後方の安全確認を十分に行わずに後進したことによるものですが、被災者が、運転者に合図することなくバックホウの後方に立入ったことも原因の一つです。

当社では、過去に元方安全衛生管理者である工事長が、トンネル坑内の切羽手前付近で、後進してきたバックホウに轢かれる死亡災害が発生しています。（別紙2参照）

つきましては、車両系建設機械等による同種の災害を防止するため、作業所関係者に下記事項を再徹底させてください。

記

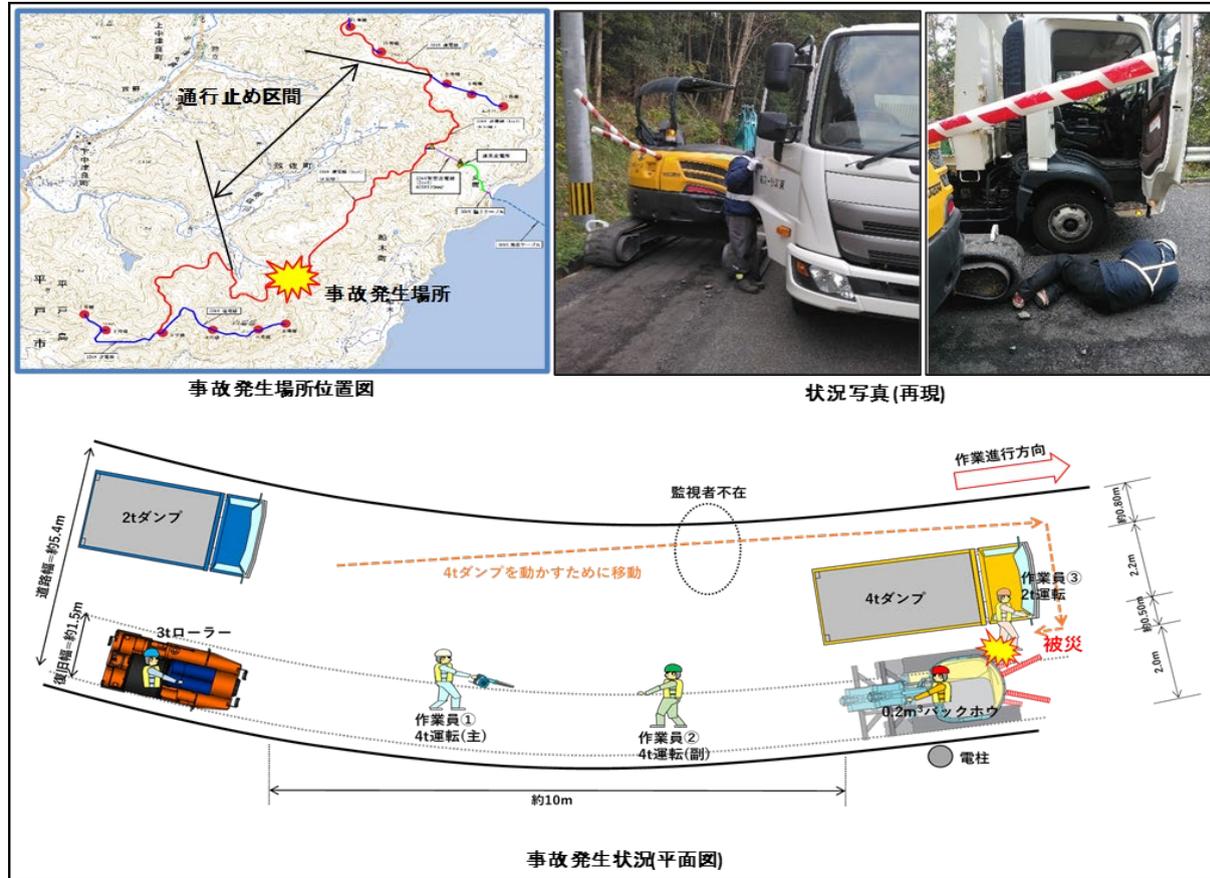
1. 重機・ダンプ等を前後進する際は、周囲の安全確認を必ず行ない、クラクション合図をしてから作動することを運転者に徹底させる。（別紙3参照）
2. 重機・ダンプ等の可動範囲（走行範囲、ブーム等の旋回範囲）は、立入禁止措置及び立入禁止表示を講じ、関係者に禁止事項を徹底させる。やむを得ず立入る場合は、合図を行ない、運転を完全に停止させてから立入る。（別紙4参照）

以上

※この事務連絡は、令和4年12月19日に安全環境本部発行事務連絡22-28に基づき作成しました。

(はさまれ・巻込まれ) ダンプ搭乗時、後進したバックホウのキャタピラに足を轆かれた

- ◇ 発生日時：2022年12月9日(金)午後3:40分頃
- ◇ 被災者： 土工 57歳(所属2次) 経験18年



【発生状況】

林道における管路埋設工事を終え、仮舗装を剥ぎ取る0.2m³バックホウの真横に停車中の4tダンプに乗り込もうとした土工が、ダンプと路肩の電柱にはさまれ旋回して前進することができずに後進してきたバックホウのキャタピラに両足を轆かれた。

(左腓骨遠位骨折, 右第3趾基節骨骨折, 右脛骨遠位端骨折)(休業見込日数 120 日)

(配布先)
関係部門長、支店長、事業部長
写：部門安全管理総括責任者
部門安全環境部長

示達本(安環安)03-19
平成15年12月2日

安全環境本部長

当社従業員の労働災害(死亡)について

先日、当社作業所で、元方安全衛生管理者である工事長が、トンネル坑内の切羽手前付近で、後進してきたバックホーに轢かれて、死亡する痛ましい事故が発生しました。

事故原因は、被災者が監視員に合図せずに立入禁止区域内に入り、バックホーの背後で打合せしていた所、バックホーの運転者が後方の安全確認を十分に行わずに後進し始めたため、被災したと考えられます。

車両系建設機械等に関する「はさまれ」・「激突」災害を防止するため、再三にわたり安全指示していたにもかかわらず、未だに徹底されないことから、車両系建設機械および荷役運搬機械を使用する作業所ならびに関係取引業者に対して、次の事項を再徹底願います。

重機・ダンプ等を前後進する際は周囲の安全確認を必ず行ない、クラクション合図をしてから作動することを運転者に徹底させる(例・前進2回、後進3回)
重機・ダンプ等の可動範囲(走行範囲、ズーム等の旋回範囲)は、立入禁止措置および立入禁止表示を講じ、関係者に禁止事項を徹底させる
やむを得ず入る場合は、合図を行ない、運転を完全に停止させてから立入る

各事業部門において、安全対策、ルールを周知する際は、理にかなった(人間の行動特性)対策をたて、関係者に理解させた上で、必ず守らせるよう要請します。

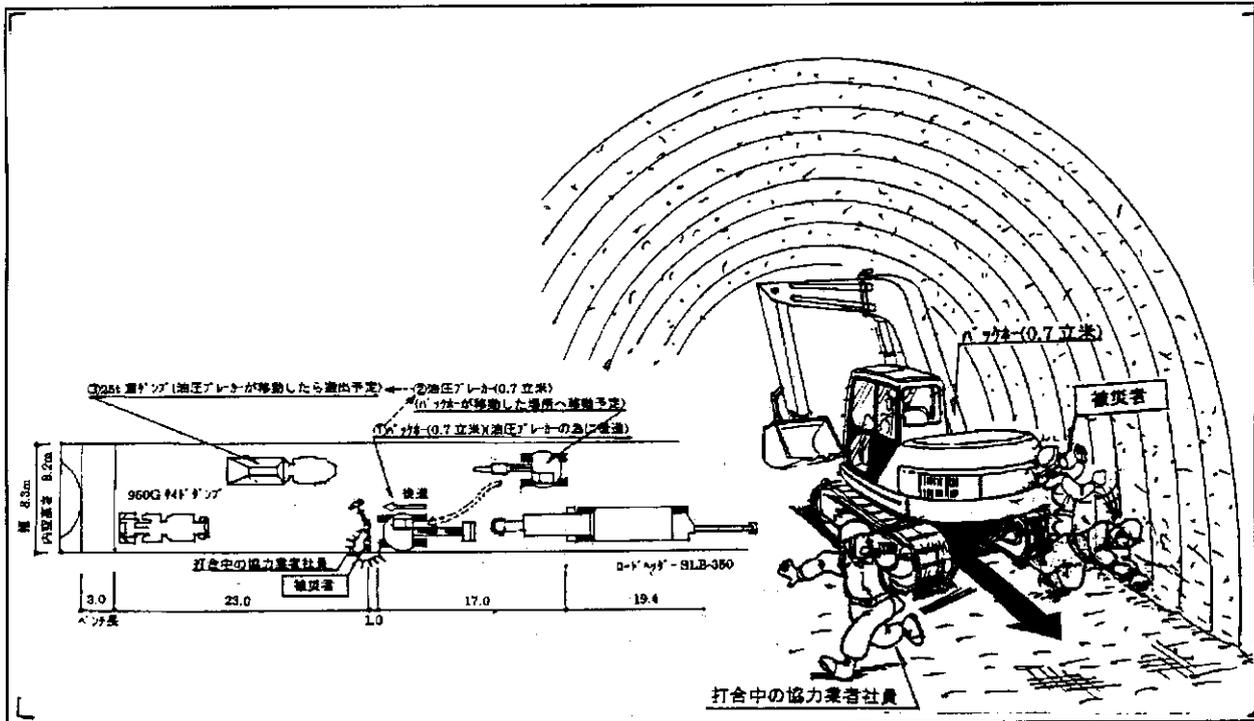
添付資料・・・災害事例シート

以上

災害事例シート

N O	工種	工事	作業工程・部位	作業形態	事故の型
20032012	土木・立坑、ずい道	土工事	ずい道掘削工	機械操作	はさまれ、巻込まれ
起因物(機械等)	被災場所、設備	職種	年令	勤務日数	被災程度
油圧ショベル・バックホウ	その他	社員(管理)	46才	550日	当社死亡

発生状況：当社職員が、山面にて補強ロックボルトの打合せ中、バックしてきたバックホウに轢かれた。



切羽手前30m付近で、被災者が協力業者の社員と補強ロックボルトの打合せ中、ずり出し用バックホウ(0.7m³)が重機入替えの為バックし始めた所、被災者がそれに気付くのが遅れ、轢かれた。(全身挫傷、内臓出血)

原因(上段:物、下段:人)	対策(上段:物、下段:人)

.....

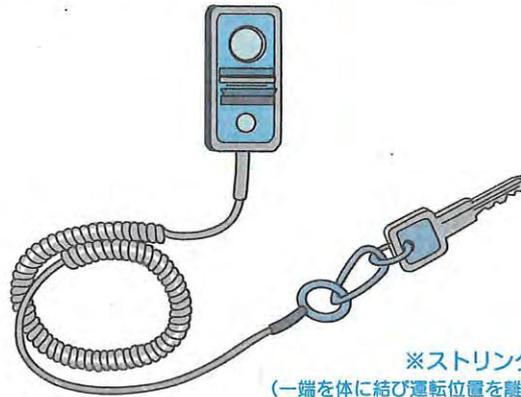
.....

.....

.....

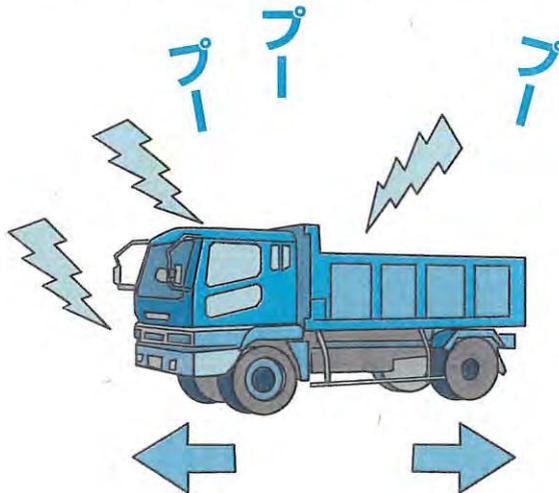
(3) 建設機械ペナルティ制度

- ◆目的 ○クレーン・建設機械関連災害の絶滅。
- ◆実施内容 ①運転者はストリングキー[※]を使用し、運転位置を離れる際は、逸走防止措置を行い、原動機を停止して、キーを所持。
②重機・ダンプ等を前後進させる際は、クラクション合図により始動。
☆市街地等では、作業所で定めた合図方法による

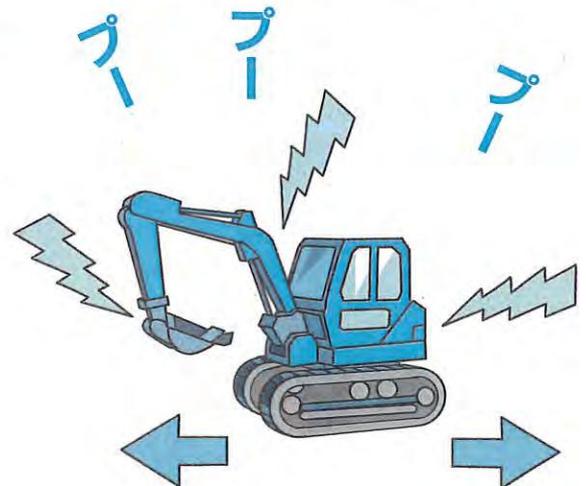


※ストリングキー：ひも付きの鍵
(一端を体に結び運転位置を離れる時に鍵を外すことを目的としたもの)

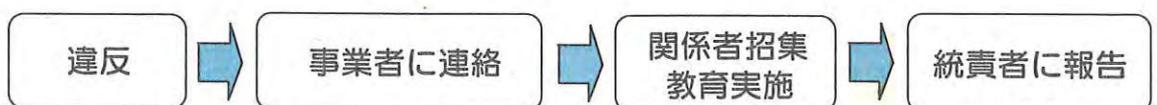
車両発進時クラクション合図



重機移動時クラクション合図



- ◆ペナルティ ①上記二項目に違反があった場合、一次、二次を問わず、作業所は事業者[※]に報告して教育実施を指示。
②事業者は、違反発生の日から7日以内に関係者に自主教育を実施し、教育内容を統責者に報告。



- ③上記教育を未実施の場合は、一次、二次を問わず取引停止。
(取引停止期間は各支店で設定)

『送出し教育教本「現場でケガをしないために」』より

徹底しよう!!

重機作業・高所作業車作業

パー・グー運動



② 返事はグー
了解!

③ 確認は
グーヨシ!

① 合図はパー
止まって!

